

## 総合的な過疎対策の充実、強化を求める意見書

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果が上がっています。しかし、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バス等の公共交通機関の廃止、医師や看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化を有し、また、都市に対して食糧や水資源を供給し、癒やしの場等を提供するとともに、森林により地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公共的機能を担っている国民共通の財産です。

よって、国会及び政府は、総合的な過疎対策の充実、強化に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効するため、新たな過疎対策法を制定すること。その際、過疎地域の指定については、現行法第33条に規定するいわゆるみなし過疎と一部過疎を含めた現行過疎地域を継続して対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
2. 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。
3. 過疎地域の住民が安全、安心に暮らせるよう、広域的な事業による対応を含め、医療や公共交通の確保、教育環境の整備等を推進すること。
4. 過疎地域においても高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備を促進し、必要な財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣